

長久手市地域防災計画の 改定の方角性について

平成26～27年 長久手市地域防災計画改定及び 災害初動ガイドライン作成業務の概要

1. 既存資料の収集・整理
2. 地域防災計画の改定
3. 避難勧告マニュアルの作成
4. 災害初動ガイドラインの作成

1. 既存資料の収集・整理

昨年5月に愛知県から南海トラフ巨大地震の被害予測が出されており、最大震度6強と想定されています。

右の資料を参考に計画の改定作業等を進めていきます。

主な既存資料

- ①防災基本計画（中央防災会議）の修正事項
- ②南海トラフ巨大地震の被害予測（愛知県）
- ③愛知県地域防災計画の修正事項

南海トラフ巨大地震の被害予測

◆長久手市における被害予測

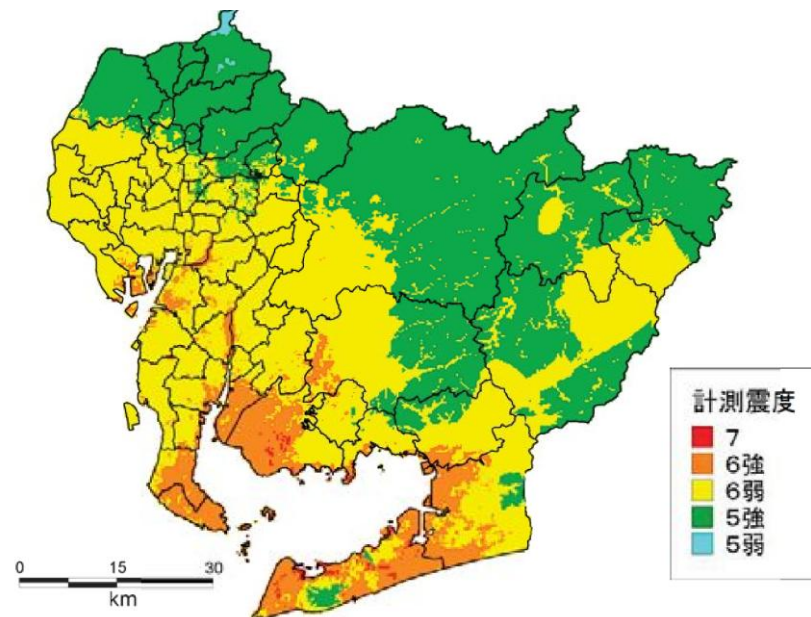
最大震度	建物全壊・焼失	死者
6強	80棟	わずか

上水道 断水人口	下水道機能 支障人口	停電件数
29,000人	35,000人	26,000件

避難所	避難者数	帰宅 困難者
1日後	1週間後	7,300～ 8,600人
400人	2,500人	

◆南海トラフ地震

震度予測図(過去地震最大モデル)



平成23年度～25年度
愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等
被害予測調査報告書

2. 地域防災計画の改定

計画の改定にあたっては、以下の工夫を行っていきます。

地域防災計画の改定のポイント

- ◆ 編ごとにインデックスをつける等、見やすさの工夫
- ◆ 用語集をつける等、専門用語が分かりやすくなるよう工夫
- ◆ 県計画との整合を図るとともに、災害発生の時系列や活動の重要性等から構成を見直す

構成の見直しにあたって

構成の見直しにあたっては、県計画を参考に再検討します。

●長久手市(現行計画)

- 第1編 総則編
- 第2編 風水害等対策計画編
 - 第1章 災害予防計画
 - 第2章 災害応急対策計画
 - 第3章 災害復旧対策計画
- 第3編 地震災害対策計画編
 - 第1章 総則
 - 第2章 災害予防計画
 - 第3章 地震防災強化計画
 - 第4章 地震防災対策推進計画
 - 第5章 災害応急対策計画
 - 第6章 災害復旧対策計画

●県計画

- 風水害等災害対策計画
 - 第1編 総則
 - 第2編 災害予防
 - 第3編 災害応急対策
 - 第4編 災害復旧
- 地震災害対策計画
 - 第1編 総則
 - 第2編 災害予防
 - 第3編 災害応急対策
 - 第4編 災害復旧
 - 第5編 東海地震に関する事前対策

法改正等に伴う主な修正事項

◆ 災害対策基本法の改正

- ▶ 避難行動要支援者名簿の整備等が義務付けられたため、「長久手市 避難行動要支援者支援マニュアル」に基づき、改定を行います。
- ▶ 災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を「指定緊急避難場所」として指定することに伴い、避難所の分類を検討することや、避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮を行うことを定めます。
- ▶ 被災者台帳を作成し、罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、実施体制の整備に努めることを定めます。

◆ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

- 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正され、県内全市町村が推進地域として指定されました。

⇒ 地震災害対策計画編「第4章 地震防災対策推進計画」を改定

◆ 土砂災害防止法の一部改正

- 安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図るため、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めます。
- 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めます。

3. 避難勧告マニュアルの作成

国が平成26年9月にまとめた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、水害や土砂災害等について、住民に対する避難勧告等の発令基準や伝達方法等を検討します。

避難勧告マニュアルの主な内容

- ① 避難勧告等の発令に関する判断基準の設定
- ② 避難勧告等の住民への伝達手段
- ③ 住民への伝達内容
- ④ 愛知県や関係機関への伝達

4. 災害初動ガイドラインの作成

様々な災害から、市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に食い止めるためには、迅速で的確な災害対策を実施する必要があります。

できるだけ早期に初動体制を確立し、職員一人ひとりが自主的に行動できるよう、職員向けのガイドラインを作成します。

災害ガイドラインの作成

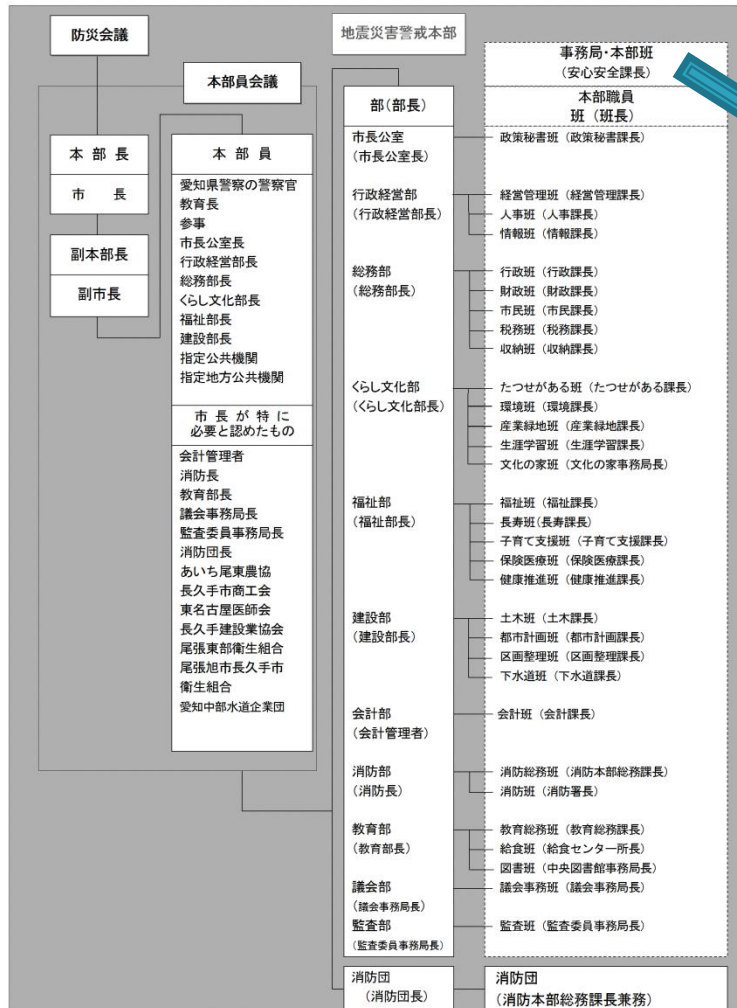
- ①災害初動に関する取り決めの把握・整理
- ②課題の抽出と対応策の検討
- ③災害初動ガイドライン案の作成
- ④災害初動ガイドラインの修正

＜ガイドラインの主な内容＞

- ・ガイドラインの位置付け
- ・職員の心構え
- ・職員の参集に関する事項
(勤務時間内、外における非常配備体制等)
- ・分掌事務に基づく災害応急対策
(災害対策本部の各班の主な活動内容等)

ガイドラインのイメージ

◆ 分掌事務に基づく災害応急対策



班名	事務分掌
事務局・本部班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部、地震災害警戒本部の庶務に関すること。 ・被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 ・県、他市町村及び防災関係機関との連絡に関すること。 ・通信(施設及び機器)に関すること。 ・災害救助法に基づく清算事務の総括に関すること。

長久手市職員防災初動マニュアルより

◆ 時間経過ごとの活動内容

南海トラフ地震や東海豪雨のような大規模な災害直後においては甚大な被害や現場の混乱が予想されます。このような大規模災害の初動時に、いつ、何を実施すべきか、時系列で整理します。

例) 風水害の災害発生

